



法エール

Vol. 104

H29. 8. 20



ご挨拶

先般、1冊の通帳を見つけました。私名義の古い「富士銀行」の通帳です。銀行の経営統合により、現在はみずほ銀行が取り扱い先になっています。わずかの金額でも戻ってくればと思い、解約の手続きしに、内容をよく確認しないで、みずほ銀行熊本支店の窓口にいきました。

私は、てっきり富士銀行熊本支店で通帳を作ったと思っていたところ、明治大学前支店で作成した通帳であるといわれました。確かに通帳の最後の頁にはその支店名が記載されていました。

さらに、通帳の履歴を確認しましたところ、昭和61年12月25日付で10円の記載があり、これは、この通帳を作成するために私が支出した金額だということがわかりました。その後、同年12月26日付で私の亡母の名前で5,000円入金、翌日同額を引き出し、同年12月29日に弟の名義で10,000円入金されており、その翌日に8,000円引き出されていました。

当時の私（25歳）は、実家を出たものの、何をやってもうまくいかず、将来の夢も描けませんでした。そこで、東京にいる小学校の時の親友のアパートに転がり込んでいたところ、埒が明かないので熊本に戻ろうとしたものの、帰りの旅費等がないのに困って、二人から入金してもらったことがあったことを思い出しました。

今でこそ少しは当時より恵まれた生活をさせてもらっていますが、当時を振り返ると食事にも事欠く生活が懐かしく思い出されるとともに、家族友人に多くの心配をかけてきたことに申し訳ない気持ちになりました。

感謝の心で、亡くなった母親の仏壇に手を合わせ、当時の恩返しができているだろうかと弟や親友に電話しました。二人とも当時のことを懐かしく振り返り、これまで頑張ってきてくれたことが何よりの恩返しだというようなことを言ってくれた二人に改めて感謝の気持ちでいっぱいになりました。

ご先祖様等を敬う機会があるこの時期、思いがけなく30年前の自分に出会った今の気持ちを大切にしていきたいと思えます。

それでは、今月の法エールもよろしく申し上げます。

（代表社員 大島 隆広）

～法定相続情報証明制度が始まりました～

前回より、平成29年5月にスタートした法定相続情報証明制度についてご紹介しています。今回は、法定相続情報証明制度の概要について説明しました。今回は、この制度を利用するための具体的な手続きをご紹介いたします。

この法定相続情報（証明書）は、被相続人（亡くなった方）の相続関係を証明するものです。したがって、この相続関係を証明するための除籍謄本等が必要になります。

具体的には以下のとおりです。

【必ず必要となるもの】

- ①被相続人の戸除籍謄本（出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本）
- ②被相続人の住民票の除票（被相続人の最後の住所を証明するもの）
- ③相続人の戸籍謄抄本（相続人全員の戸籍謄本又は除籍謄本）
- ④申出人（相続人の代表となって、手続きを進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類（運転免許証やマイナンバーカードを写しで、原本証明したもの）

【必要となる場合があるもの】

- ⑤各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し）（法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合（任意））
- ⑥委任による代理人が申出の手続きをする場合の委任状、又は、親族が代理する場合の申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本
また、資格者代理人が代理する場合は資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等
- ⑦被相続人の戸籍の附票（②の書類が取得できない場合）

次に、上記で取得した書類の内容を、一覧にした図を作成します。なお、記載例については、法務局のホームページでご覧いただけます。

※法定相続情報一覧図の例
（法務局ホームページより）

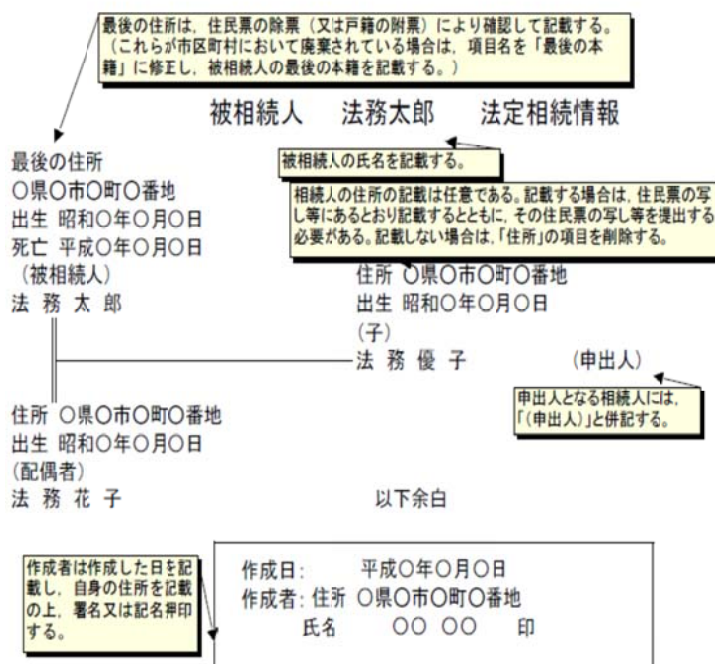
そして、法務局備付の「法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書」（法務局ホームページにも掲載されています。）に必要事項を記載し、上記①～④（必要によっては⑤～⑦も）と一覧にした図と共に法務局に提出します。

なお、申出をすることができるのは、以下の地を管轄する法務局です。

- (i) 被相続人の本籍地
- (ii) 被相続人の最後の住所地
- (iii) 申出人の住所地
- (iv) 被相続人名義の不動産の所在地

また、この申出は郵送で行うこともできます。

今回は、法定相続情報証明制度のよくある質問につきご紹介する予定です。



※法定相続情報一覧図は、A4縦の用紙を使用してください。なお、下から約5cmの範囲に認証文を付しますので、可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしないでください。紙質は、長期保存することができる丈夫なものにしてください。また、文字は、直接パソコンを使用し入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン（摩擦等により見えなくなるものは不可）で、楷書ではっきりと書いてください。



判例紹介

～裁判員裁判は違憲ではない～

(最高裁判所平成23年11月16日大法廷判決(上告棄却))

《事案の概要》

被告人は、覚せい剤を密輸入したとして覚せい剤取締法違反(営利目的輸入罪)、関税法違反の罪名で起訴された。第1審の裁判員裁判によって実刑判決を宣告され、控訴したが、控訴棄却の判決を宣告され、最高裁判所に上告した。弁護人が提出した上告理由は多岐にわたるが、裁判員裁判法とそれに基づく一審の裁判員裁判が憲法違反であるというものであった。

《裁判所の判断》

最高裁判所は、上告理由に対する判断として、裁判官全員一致で、次のとおり説示した。

- ①憲法は、刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、憲法の定める適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されている限り、その内容を立法政策に委ねている。
- ②裁判員制度は、憲法31条(法定手続の保障)、32条(裁判所において裁判を受ける権利)、37条1項(刑事被告人の、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利)、76条1項(すべての司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属す)、80条1項(下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の名簿によって内閣が任命)に違反しない。
- ③裁判員制度は、憲法76条3項(裁判官は良心に従い独立して職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される)に違反しない。
- ④裁判員制度は、憲法76条2項(特別裁判所は設置できない)に違反しない。
- ⑤裁判員の職務等は、憲法18条後段が禁ずる「苦役」に当たらない。

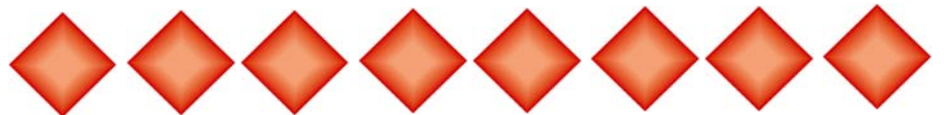
判決理由中で、憲法は国民の司法参加を許容しており、上記諸原則が確保されている限り、陪審制とするか参審制とするかも含めて、その内容を立法政策に委ねていると述べ、裁判員の職務を「苦役」というのは必ずしも適切でなく、相当な理由があるときは裁判員を辞退することができる制度になっているし、旅費日当の支給による負担軽減の経済的措置も講じられていると指摘した。

《コメント》

多くの国では刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられており、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしています。

司法制度改革の中で、国民の司法参加制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断すること(これを「裁判員と裁判官の協働」と呼んでいます。)により、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの考えのもとに裁判員制度が提案されたのです。詳しくは、裁判所のホームページにも掲載されておりますのでご参照ください。

司法書士日記



毎日暑いですね。夜はクーラーがないと眠れない程です。皆様は一晩中クーラーをつけたままにするタイプですか?それともタイマー設定されるタイプですか?私はタイマー設定をして途中で消すタイプなのですが、暑がりの次男(1歳)は、途中でクーラーが消えると、まるで「お前、風呂上りか?」と思う程、体がビショビショになっています。人それぞれ暑さを感じる度合いが違うのだなぁと感じる日々です。涼しい秋が待ち遠しいですね～。

(龍田事務所 司法書士 野口 芽久美)

コラム

～定番～



先日、長崎へ日帰り旅行に行きました。お昼を中華街で食べることになり、「いつもと違うものを頼んでみよう」と思っていたのですが、結局、頼んだのは定番の皿うどん（同行者はちゃんぽん）。ただ、今回初めて太麺（パリパリではないもの）で注文したのは、自分にはちょっとした冒険でした。ソース味チャレンジは出来ませんでした。お酢をかけると少しさっぱりした味わいで箸が進み、やっぱり定番の名物は美味しいと再確認できた旅でした。

（薄場事務所 永井 友美子）

お知らせ



～寄り添う支援で笑顔ふたたび～

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006
熊本市北区龍田3丁目32番18号
TEL：096-327-9989 FAX：096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066
熊本市北区清水亀井町16番11号
TEL：096-346-3927 FAX：096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内
TEL：096-320-5132 FAX：096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106
熊本市東区東野1丁目9番1号 BOYビル3F
TEL：096-360-3366 FAX：096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>